

北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議 (第9回)

議 事 録

と き : 平成19年10月10日(水) 14:00~
と ころ : P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。本日は、お忙しい中、監視円卓会議にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の会議におきましては、お手元の会議次第のとおり、五つの議題を用意していますが、このうち(5)のPCB廃棄物の収集運搬についてという議題につきましては、屋外でのデモンストレーションを行うことから、会議終了後にデモンストレーションに移らせていただきたいというふうに思っています。

なお、おおむね16時ごろをめぐりに会議を閉じさせていただき予定としていますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、室蘭市商工会議所からご出席いただいております上野委員におかれましては、このたび人事異動によりかわられましたので、後任として、中村明海副会頭をご推薦いただき、任命させていただきましたので、お知らせ申し上げます。

新たな委員名簿につきましては、参考資料2として配付させていただきました。

なお、中村委員におかれましては、本日ご欠席のご連絡をいただいています。それから、齋藤委員、西原委員、吉田隆男委員、近隣市町村のうちの伊達市におかれましてもご欠席の連絡をいただいています。

それでは、会議の開催に当たりまして、北海道環境生活部の村井環境局長からご挨拶を申し上げます。

【村井局長】

北海道環境生活部環境局長の村井です。

本日は、委員の皆様、オブザーバーの皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

PCBの北海道事業につきましては、前回、処理開始予定時期の変更と増設工事について説明がありましたが、道及び室蘭市、JESCOでは、道民の方々にご理解を深めていただくために、室蘭市内で8月8日に説明会を開催するとともに、10月2日にはセミナーを開催し、増設工事などについて情報を提供し、皆様からいろいろなご意見を頂戴してきたところです。

一方、国におきましては、先月下旬から増設工事に関するパブリックコメントの募集を行っており、後ほど環境省の方からご説明をいただく予定です。

本日は、北海道事業の進捗状況などについてもご説明させていただくほか、収集運搬の手順についてもご覧いただくこととしていますので、処理方法の具体的なイメージをつかんでいただければと存じます。

また、道民の方々への情報の提供につきましては、これまでのホームページなどによる情報提供に加えまして、今月19日にオープンする予定のこちらの情報センターも活用しながら、より充実した内容で情報の発信を行っていきたいと考えているところです。

この円卓会議は、PCB廃棄物処理事業が安全、確実に進められるよう事業を監視し、

処理事業に係る情報を関係者が共有し、相互の理解を深めていくリスクコミュニケーションの場です。

本日は、限られた時間ですが、事業を適切に進めていくために皆様からのご意見をいただきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、オブザーバーといたしまして、環境省から大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の高橋課長補佐にご出席いただいています。一言、ご挨拶をお願いいたします。

【高橋課長補佐】

環境省の高橋です。

本日も、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

環境省での最近のPCB廃棄物処理に関する動きについては、先ほど北海道の村井局長からもお話しいただきましたが、PCB廃棄物に関する特別措置法というものがあるのですけれども、その中で計画的な処理を進めるための計画を定めています。

これにつきまして、今、計画の変更をしたいということで広く国民の皆様方に意見の募集をしているところです。その内容につきましては、後ほどご説明いたしますので、また、いろいろご意見をいただければと思っています。

また、本PCB処理情報センターは、今後、北海道事業を円滑に進めるための情報公開の大きな拠点の一つとなるわけですけれども、こちらの方も大分形になってきて、今後、円滑にPCB廃棄物の処理を進めていく中で非常に大きな役割を担ってくるのではないかと考えています。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、眞柄委員長にお願いしたいと思います。眞柄委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、資料がたくさんあるようですので、資料の確認をしたいと思います。ご紹介ください。

【事務局】

(会議次第に基づき配付資料の確認)

【委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、1の第8回監視円卓会議の議事録であります。これについては、事前に皆さんにご確認いただいておりますので、特にご異議がなければ承認いただいたということにしたいと思っております。

【委員】

私の発言で、趣旨が伝わらない箇所があります。

20ページ目上から2行目、「こういう地盤柔らかいところ」とありますが、言っている意味は「地盤改良をやっていくというふうに思うのです」ということです。

【委員長】

2行目は、「こういう地盤の柔らかいところでは、地盤改良工事を実施されていると思うのですけれども」ということでよろしいですね。

【委員】

はい。

それから、その下で、スラグというのは割と風化しやすいというのはわかっているのですが、年数がたつて固いというふうに書いてあるので、これはどういうことなのかなど。

【委員長】

相当年数もたっていますし、スラグですから非常に固い……

【委員】

固いと書いてあるのですけれども、風化が進むので、その辺はどういうことなのかちょっとわからないのです。

【JESCO】

高炉スラグでございます。鉾滓と呼ばれていたものです。実際にボーリングをやりましたら、標準貫入試験と言うのですけれども、N値が50以上と固い結果が出ましたので、私の方でこう申し上げました。

【委員】

わかりました。

【委員長】

それでは、そのこのところを一部修正したということでご承認をいただいたことにします。

それでは、続いて、国内のPCB廃棄物処理状況についてですが環境省からご説明いた

だきたいと思います。

【環境省】

資料2に基づきましてご説明いたします。

2枚組の資料ですが、1枚目が意見の募集についての配付資料で、9月26日付で出しているものです。こちらにつきましては、環境省のホームページにも掲載しているものです。

次に2枚目ですが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の概要です。こちらは、基本計画について広く説明するためにつけていますが、まず、2枚目に基づいてご説明いたします。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、これはPCB廃棄物の処理を進めていくために設けられた法律ですけれども、こちらの中で、環境大臣が、全国的、広域的な処理の実施体制の仕組み、安全確保のための施策などについて基本的な計画を定めるということになっています。このような計画を定めることで、確実に処理を進めていくというような形になっているということです。

計画では、大きく三つの項目について定めています。

まず、PCB廃棄物の発生量、処分量、保管量の見込みというものが記載されています。

2点目に、PCB廃棄物の処理施設の整備、その他PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関することということでございまして、例えば確定している保管事業者さんとか、PCBの製造事業者さんとか、国や地方公共団体の役割について明記しているというところが、まず1点目です。

それから、日本環境安全事業株式会社による拠点的な広域処理施設ということで、これは北海道事業も含めて五つありますが、この施設の整備の方針などについて書かれています。

また、JESCOによる処理体制の整備の方向、収集運搬の体制、あとは中小企業の方々がその処理をする際に、経済的な負担を軽減するために基金を設けまして、その基金で助成をすることになっていきますけれども、助成による円滑な処理の推進というようが書かれています。

また、3点目としまして、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項ということで、情報公開に関することや、技術開発の推進、その他の事項です。この中には、低濃度PCBを含む電気機器の処理などが含まれていますけれども、このようなことが書かれています。

今回の意見の募集につきましては、主に2点目の中で、処理施設の整備の方針について主として変更したいということで、広く国民の皆様方に問いかけていこうとしているということです。

それでは、1枚目に戻ります。

改正の趣旨というところで、この事業の進展に伴うPCB廃棄物計画を変更することと書いています。

変更の概要としまして、大きく4点です。まず一つは、北海道事業における処理開始の

予定時期の変更ということでございまして、こちらの会議の中でもご説明があったところですが、処理の開始時期を平成20年4月に変更するといった変更です。

2点目ですが、汚染物等の処理に関する記述の追加ということであり、北海道事業での汚染物等の処理に関する施設整備を進めるため、汚染物等を処理対象物として追加することです。

3点目ですが、北九州事業における施設能力に関する記述の修正及び追加ということであり、北九州事業では、その事業の進展にあわせて修正を施すということにしています。これは施設能力について、高圧トランス等、また廃ポリ塩化ビフェニル等につきまして1.5トン、これは日量です。汚染物等につきましては10.4トン、これも日量ですが、汚染物等の量ということで示すことにしています。

4点目は、その他ですが、拠点的な広域処理施設の整備につきましては、これまでは高圧トランス等を当面の処理の対象物としておりまして、汚染物等につきましては、その後、処理を進めていくということになってはいますが、汚染物等につきましても、処理体制を整備していくという状況にあるということもありますので、高圧トランス等及び汚染物等を処理の対象物の中心とするということを明記することとしています。

今回の意見の募集につきましては、今月の16日、火曜日までを予定しています。このご意見につきましては、電子メール、郵送、ファックスの大きく三つですが、このような形で広く国民の皆様にご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえて、変更につきまして検討したいということにしています。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、どのような意見があったかといったことと、私どもの考え方を示して、また公表したいというふうに考えているところです。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

今、環境省から説明があった事項について、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

これまでの円卓会議で、私は、いわゆる汚染物の施設を室蘭に建設するということは既に決まったことであると説明を受けてきましたが、基本計画には、北九州ですることは書いていますが室蘭ですることは書いていない。

これは我々が説明を受けてきたことと随分違うので、その点について説明していただきたいと思います。

【環境省】

基本計画につきましては、事業の進展にあわせて、その事業の概要がある程度明らかになったときに修正することとしています。これまでも、基本計画につきましては、これは平成15年に制定されているわけですが、これまで2度ほど修正、変更しておりまして、これも事業の進展にあわせて計画に追加するというふうにしてはいます。今回も、

北海道事業に関して、ある程度取り組むべき内容として概要が明らかになった時点で変更をしたいということで、今、意見の募集を行っているところです。

【委員】

そういう説明をしなければならぬわけです。私がこのことについて知らなかったと発言したときに、既に決まっているという表現は、どうも矛盾があると思うのです。以前、委員長も副委員長もそれは知っていたとの答えだったので私は意見を差し控えたのですが、こういうことであれば、私は言いたいことは幾らでもあるわけです。どういうふう処理をしなければいけないかということで、私は考え方があります。決まったことであれば、ぶり返すのもいけないなと思ったから黙っていましたが、非常に重大な問題だと思っています。

【委員長】

役所の手続的なところもあるわけですが、環境省から説明してくれますか。

【環境省】

説明がちょっと足りなかったところがあるかもしれませんが。その点は反省しなければいけないところかと思いますが、基本計画については、先ほど申し上げたとおり、事業の概要がある程度明らかになった時点で、適宜、変更をしていくということをこれまでもしてきていまして、今回も同じような形で変更をしたいということで意見を募集している、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

【委員】

円卓会議の中で、汚染物まで処理をするとは思っていなかったという意見が幾つか出ていたのですが、これまで、汚染物の処理についてはするっと出ていて、ペーパーの中には一応そういう文章があったけれど、円卓会議で突っ込んだ話をしたのは、5月が初めてだった。私は、それ以前に文書を見て、基本的にはPCBの高圧トランス以外のものも幾つかのっていたけれど、その時点では計画は決まっていなくて、量的なものも全くわからなかったもので、これは決まっていなくてということでそれに関する議論はないのかなと思っていたのですが、委員のおっしゃる意味で、そういう矛盾を抱えておられる方が何人かいらっしゃるの事実だと思います。

ただ、私個人の意見としては、やはり汚染物というか、ここの施設で出たもの、それから、基本的にはいろいろ場所が出たものをその域で処理するというのは必要なことと考えます。もし北海道で受け入れなかったら、どこかに持っていくという話になってしまうので、それは高圧トランスのときと同じ議論です。やはり、この周辺で出てきた汚染物質を含めたものはここの地域でやるというのは、一番最初のところに戻って議論をしたとしても、基本だと思います。ただ、それを最初からきちんと説明していなかったということ、事務局なり私たち委員一人一人がそこまで突っ込んだ話をしていなかったという意味で、ちょっと不足があったのかなと思います。

ただ、私自身もちょっと違和感があったのは、こういう大きな増設としてやるというイメージはなくて、それについては私自身もそこまでは聞いていなかったのもう少し具体的に、もう少し早い時点でそういうことを言っていただけなかったのかなと。

事務局の方が言っていることは、私自身も疑問を持たなくてはたくさんあります。

ただ、最初に戻りますけれども、この地域で出たものを処理するという基本的な路線については、やはり受け入れざるを得ないというか、この施設を使って、北海道、それから15県のものを、この地域で出たものを処理する、ほかの県に汚染物だけ持ってくるというのは非常に非現実的なので、それはここですということのは仕方ないのかなと思います。

【委員長】

参考資料3に、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要というものがあって、15年8月、17年3月に改正をしているのですが、基本的には、この処理計画に基づいて、この事業所でやる方式、やる内容等に掲げられています。実は、このペーパーの中にその他物というのは入っているわけですが、これについて、道から説明してください。

【北海道】

道庁の三木です。私から説明いたします。

まず、廃棄物処理計画の概要につきましては、委員の皆様には、前々回だと思えますけれども、こういったパンフレットの中で内容について書かれていると。その中で、北海道の処理計画というふうに考えているというご説明をさせていただきました。

今回、お手元に廃棄物処理計画の概要ということでつけさせていただいています。パンフレットに書いてあるのとほとんど同じようなものですが、計画本体は17年3月に変更しています。これは、15県も含めてということで拡大したときに変更しているのですが、この概要につきましては、円卓会議の第1回、それから改選されて、公募の方とか、お話を聞いていない方もいらっしゃるような気もしましたので、今回、改めて参考資料としてお配りしています。

17年3月のときの考え方としまして、先ほど国の方からご説明ありましたけれども、国の基本計画では、高圧トランスの処理を優先するというので、その他物についての取り扱いはその当時は決まっていなかった。ただ、北海道としては、北海道のエリアの中に出てきたPCBについては北海道で処理をしようということが一番初めの計画をつくったときに考えていましたので、15県に拡大する折にも、この考え方に基づいて計画を策定しています。

北海道事業におけるPCBの処理見込み量ということで約4,000トンと推計しているのですが、この中には、いわゆる今回、増設の話に入っています安定器等の量も含めて計算をしています。

また、考え方の中で、3番目の下から二つ目の丸ですけれども、基本原則、北海道及び15県にあるすべてのPCBを26年までに処理するという事です。そういった考え方でいきますと、安定器等の処理についての考え方が国の方で決まっていなかったということもあったので、この処理計画の中では、そういったものについて早期に処理ができるよう国

に要請してまいるといことで、道としては、そういった処理体制を国の方で早くつくってくださいうことで取り組みをさせていただいたという経過です。

以上です。

【委員】

それは、要請でそういうことを考えて、いろいろな計画を持つというのは当然のことで、問題ではありません。私が言うのは、基本計画が決まったときに、こういうことがあり得るといのならわかりますけれども、では、何のために基本計画の変更ということをごここで問題にするか、いわゆるパブリックコメントを求めなければいけないかという問題につながってくるのです。

私が言いたいのは、施設をつくるということ急ぐのではなく、どのようにしてPCBをすべてなくすかということについて、今の形ではできないと思っているのです。

例えば、10月2日のセミナーでは、2万トンの不明があるということの説明がありました。これをどうするかというはそう簡単なことではない。この前見せられた小型のコンデンサとか汚泥というものも、各都道府県のものを見ましたけれども、非常にばらつきがあって、これは届出制になっているわけですから仕方ないのですが、ここにも大きな問題があるのです。そういう問題をどうするかというは、行政とそれこそ企業と住民が本当に一丸となって対策を組まないと絶対に解決できない問題だと思っています。

そういう意味で、私は、よそにつくるということは、そこもまた活動の拠点になって、埋もれているものを掘り起こしてくるということも大事です。実際、PCBの施設が室蘭にできるということで勉強を始めて、JESCOの人などにも、セミナーとかいろいろそういうことで知識を増やしていって、この重大性を認識したわけで、こういう施設があちこちにできるということは、非常に良いことだと思っていますから、室蘭に集中する必要はないと考えているわけです。

【委員長】

まず、17年3月の段階で、北海道事業を室蘭市において広域でやるというのが計画変更と。その段階で、その他物も含めてPCBの処理をする。ただし、その他物については、先ほどお話があったように、委員が言ったとおり、まだ量もわからない、それから、どういう処理技術が適しているかもわからないので、国に、量と、どういう方法が適しているか、これは特別措置法の枠組みの中で早く考えてくださいうことを申し上げて、今回環境省としては、こういうふうに基本計画を変更するということに対して国民にコメントを求めたということなんです。

環境省にお伺いしたいのですが、基本計画で今のパブコメの求め方を見ると、もう一回、基本計画の変更というのは出てくるのですか。

【環境省】

北海道事業に関して言えば、このような変更がなされると仮定しまして、事業の内容の検討が具体的に、例えば処理技術が決まるとか、こういうことが今後進んでくることにな

るかと思うのですけれども、この事業の進展にあわせて、例えば、今回、北九州事業で、その施設の運営に関して技術の決定等にあわせた記述の変更を行おうとしていますけれども、このような形で、将来的に事業の進展にあわせて修正をするということを考えているところです。

【委員】

そこはいいのです。だから、基本計画を読みますと、その都度、その都度、改善があるというふうなことは言っていますので、それは全然問題にしておりません。ただ、ここで、非常に悪い言葉で言うと、知らない者をだますような形で説明をした。それは、私は発言しなかったわけですが、そういうやり方というのは、行政と住民の間に要らない摩擦を持ち込むものというふうに思ったので、特に強調しているわけです。やっぱり、行政というのは、住民も何か疑心暗鬼で見るというところがありますので、むしろ積極的に、行政が意見をフランクに出して、ストレートにやっていくということがないと、2万トンの不明のPCBは見つからないと私は思っています。私が非常に重要に思うのはその点です。

【委員長】

先ほど道庁の方からご説明があったように、北海道の廃棄物処理計画ではそれをやることになっていたので、いずれ具体的な事業は始まる。でも、その時点では、量的な問題もないし、技術的な問題もなかったの、いずれその話は出てくるだろうということがあったのです。それは、私はそういうふうに理解しています。

そして、今回、環境省が言われているのは、私も副委員長もそうなのですが、やるということがわかって、じゃあ、これからやりますよ、それで今から何トン出てきますよ、それで処理技術を決めますよというのは、確かに法律ではそういうふうにせざるを得ないだろうけれども、今後、設定することとして、いつまでにするかとか、もう少し丁寧に説明してくれないと。室蘭の人たちだけではなくて、北海道道民全体だって、先ほどの不明の部分もあるし、ちょっと不親切だと。

ですから、円卓会議でそういう意見があったということで、今後、処理基本計画を変更するときには、これだけでは情報は足りないですよ。これで意見を求めるとしても、意見は出せるわけがないです。その辺のところは環境省も反省して下さるということで、これは環境省が国民に対するパブコメの募集のペーパーですので、そういう意味では、

委員からも、16日までまだ時間がありますので、環境省の方に意見をお出しいただきたいと思います。

このことについては、そういうことでよろしいですか。

【委員】

また違うのですけれども、もう一つあります。

基本計画がこのまま変わらないとなると、北九州だけが汚染物等を処理するところになっていたわけですね。基本計画を見ると、汚染物を扱うのは北九州だけなのですね。

【環境省】

汚染物等の処理を進めるということは、当然汚染物等もP C B廃棄物として位置づけられ、全国的に処理を進めるということは書いています。ただ、この汚染物等の処理につきまして、具体的になっているという事業という意味で、まだ北九州のみが位置づけられている状態にある、ということになっているところです。

【委員】

それで、そのまま行けば、北九州に全国のものが押しつけられるという形になっていたわけですね。

それで、ここを見ても、徐々にやることは書いてあるのですがけれども、絶対にやるとは書いていないのです。そうすると、室蘭に東京とか大阪のごみが来るのではないかというふうなことを私は知りたいのです。

【委員長】

わかります。だから、環境省の今後の国全体の特別措置法のP C Bの処理ということに関していうと、その他物というか汚染物に関しては、まず北九州が具体的な事業をやるのが決まっている。次には、その具体化に向けて北海道でやりますと。それで、北海道は、北海道の廃棄物処理計画でいうと、北海道と15県分をやるということですから、ほかのは……。

【委員】

いいのですか。

【委員長】

それでいいのです。それが基本計画です。それで、あと、東京とかほかの地区のものでいえば、それは、また環境省の方が、例えば豊田でやるとか、大阪でやるとかというのをやりますということで、それも事業計画を立てますという手続になるというふうに私は理解しているのです。そういうことでいいのですね。

【環境省】

それぞれの事業の枠組みで、今、検討しているところです。

【委員】

今の話は、戻るわけではないけれども、北海道のものはわかりますし、胆振のものもわかります。だけど、何でいろいろなところのものをやるのかと。これは、最終的に、室蘭でP C Bの処理をするのに、この円卓会議がすべてではないのですね。いろいろな専門の部会もあります。ここの円卓会議というのは一般市民と、それから室蘭のこの辺にいる、もしくはP C Bが間違っただうにかなったら、関係するような関係団体が集まったの円卓

会議なのです。そうでしょう。だから、これがすべての会議でないから、これはまた別のところで論じられていると思うのです。だから、今までの経緯を見ると、この円卓会議というのは、ただ上でルールが敷かれて、言葉はちょっと悪いかもしれないけれども、決まったことの報告のような場所のように聞き取れるのです。だから、今のような意見が出て、ここはだめですよと言ったらだめになるのかと言ったら、そうではないと。

【委員長】

だめになるのですよ。だめになるというのは、例えば今の施設で事故が起きて、環境影響が明らかにしたら、円卓会議で、とにかく操業は一遍やめてくれと。それで、もう二度と事故を起こさないように対応しろという意見を言うことを我々是可以ののです。常識的にいったら、その意見に従わなければならないのです。そのための円卓会議なのです。

後から、北海道事業の進捗の後に増設についてご説明がありますから、その段階で具体的な内容についてまたご議論をしていただくことにしましょう。お願いします。

まず、今の進捗状況について、J E S C Oの方から説明をしてください。お願いします。

【J E S C O】

本社事業部長の齋藤です。

前回は説明させていただきましたが、この議題の冒頭で、J E S C Oの他の事業の現在の状況ですが、資料3に基づきまして説明いたします。

前回からの変化という点で考えますと、の北九州事業ですが、第1期施設の処理の方は計画どおり順調に進んでいるところです。また、前回以降ですが、9月3日に、2期施設の現場着工ということで、いよいよ工事が始まったということです。

平成21年2月までの予定で発注していますので、翌3月には操業開始ということで計画をしています。

それから、豊田事業ですが、前回の円卓会議でも報告しましたが、不具合で停止しましたが、これは順次処理を進めてきておりまして、物によっては8割くらいの稼働率ということで、おおむね順調な操業に向けて推移をしているところです。

それから、3番目の東京事業ですが、前回からあまり状況の変化はありません。水熱分解法という特殊な方式を用いていますが、手直し等で部分操業という状況が続いていたのですけれども、現在は3系列同時並行運転もやっております、これも、順次、処理率を上げながら稼働の状態に入っています。

それから、の大阪事業です。これは、昨年10月に開業以来、ほぼ1年たちますが、ほぼ計画どおり進んでいます。大阪の場合は、市内に中小事業者が非常に多く、その中小の1台とか数台しか持っていない方々からどうやって効率的に収集するかという収集に工夫が要るステージに入ってきているという状況になっておりまして、現在、この4事業が操業しているという状況です。

以上です。

J E S C O北海道事業所の油井です。

続きまして、資料4に基づきまして、北海道事業の進捗について報告をします。

資料の1枚目をめくっていただきまして、事業の開始時期につきましては、平成19年10月と書いていますが、現在は平成20年4月ということになっていまして、このことについて、後からもう少し詳しく触れさせていただきます。

工事が、下の方にありますとおり、設計以外に4本ありました。それで、設置工事以外はすべて安全に引き渡しを受けています。

次のページをお願いいたします。

現在の体制ですが、JESCO北海道事業所が26名、運転会社の室蘭環境プラントサービス株式会社が111名、それから、PCBを分解するための薬剤、SDというナトリウム分散体を製造する製造所が10名、これが崎守町にあります。そのほかに、当然、JVの工事が全部終わっておりませんので、新日鐵神鋼環境のJVが、来年3月に引き渡しを受けるまで、改善工事あるいは試運転を担当しておりまして、それを入れますと4者でこの事業を進めているところです。

次は、これは前回お出しした見直し工程です。若干復習させていただきますと、当初の工程が上の段です。見直した工程が下の段になっておりまして、本来ですと、10月ということで、操業を開始している直前でしたが、下にありますとおり、黒の矢印のところに書いています先行事業の知見反映、作業環境の改善、出来形検査の対応工事等々に取り組んでいます。

その内容につきましては、次のページの改善の目的とその対応内容というところです。これは、前回ご説明をさせていただきましたので、今回は省略したいと思います。この中で一番工期を左右したのが一番下の項目でして、配管接合状況のチェックとその手直し工事が最も工程を左右した部分です。

これにつきましても、9月末の時点ですべて手直し工事が終わりました。そして、順次、耐圧、気密試験をやりまして、昨日ですけれども、室蘭市の消防ご当局の検査を改めて受けまして、同日付で検査済み証をいただいたところです。

従いまして、見直し工程に沿って現在進めていまして、下の方の水色の矢印がありますが、耐圧気密試験を再開しまして、今月の中ごろから非PCB廃棄物を使った負荷試運転に入っていく予定です。

その次の段階としては、実際にPCBが入ったトランス、コンデンサが入った負荷試運転が12月の末の段階から1月、2月、3月というふうに予定をされています。これに向けて、今、私どもは取り組みを強めているところです。

次の次のページをお願いします。

新しい情報といたしまして、情報公開型施設の開始ということが冒頭の道のご挨拶にもありました。隣にあります情報公開ルームを今月19日からオープンさせていただく運びになりまして、現在、見学ルートも、かなりの数の諸団体のご視察、ご見学をいただいているところです。また、あわせまして、情報公開ルームにつきましても、これからご覧いただくということになるかと思えます。

次のページをお願いします。

情報センターの概要ですが、改めてご紹介するまでもなく皆様がいらっしゃる場所です。

次のページに敷地の図面があります。建物が図面に向かって上の方にありまして、真ん中が情報公開ルームです。現在、私どもがいますプレゼンテーションルームがありまして、右側には会議室が二つです。それと事務管理室という構成になっています。図面の下側は駐車場ということで、大型バスも3台までとまれるようなレイアウトになっています。

それから、次のページですが、建物の拡大したレイアウトです。

次のページが、情報の具体的な中身を示したものです。三つのエリアに分かれておりまして、北海道事業エリア、PCB事業全般エリア、環境全般エリアということです。

この中で、19日に間に合わないものといたしましては、2番と13番で、これは施設のビデオ映像をこちらでご覧になっていただいて説明をするというものです。モニターで映し出して説明をするといった内容ですが、これは、試運転がもうちょっと進んだ段階で、実際に抜油したり、破碎したりといった工程を実際に画面に撮りましてモニターに映し出すということで、これは来年4月の操業までには間に合わせたいと考えています。そのほかのものについても揃うことになろうかと思えます。

最後のページですが、情報公開ルームのレイアウトです。三つのエリアがありまして、正面玄関を入っていただいて、右側が北海道事業のエリアです。真ん中辺がPCB事業全般エリアです。そして、ピンク色の左側の部分が、環境全般エリアということで、左の方から北海道ほか15県の環境に関する情報の発信をしているコーナー、あるいは室蘭市さんの環境産業全般の取り組みの情報発信コーナー、あるいは室蘭工業大学さんのコーナーということで施設整備を行いました。

私の方からは以上です。

【委員長】

それでは、ここの関連事業の進捗状況について、何かご質問ありましたらお願いします。

【委員】

情報ですから、これから随分長いこと続くと思うのですが、私が一番心配なのは、室蘭の施設でPCBがどのように処理をされているかという経緯が、そういうことがきちんと情報公開されたら、見るのも楽しみですし非常にいいと思いますけれども、そういうことは考えておられるのでしょうか。

【JESCO】

今のところ、北海道事業所の処理状態は、そこに小型モニターがついているのでリアルタイムでご提供する予定になってはいますが、日本全国のそういうものに関しては、今のところ計画はありません。

【委員】

しないのですか。

【委員長】

委員の言われていることは非常に大事なことだと僕も思うのです。要するに、北海道のPCB廃棄物処理計画で、27年の何月までに、今は見込み量4,000トンになっているのですけれども、4,000トンが例えば四半期ごとにどれくらい減っていつているか。だんだん減っていつているのだというようなことがわかるような資料の展示はあるのかということです。もしなければ、それを情報提供をすることはそんなに難しいことではないので、工夫してくださいということです。

【JESCO】

少なくとも、JESCOで今抱えている5事業、北海道も含めて5事業の処理状況につきましては、JESCOの方で毎年環境報告書等でも公表しておりまして、その範囲であれば出せると思います。

【委員長】

それでいいのです。

【JESCO】

しかし、全国の状況となりますと、これは国のデータということで、公表ベースのものが出てくればという前提になろうかと思えます。

【委員】

年に1回くらい出しても、それは忘れますよ。だから、リアルタイムでそれが出てくるデータが、もちろん1週間遅れようが1カ月遅れようがいいですけども、来ればそういう情報があるという形が、ここと住民を普通に結びつけると思っています。

【JESCO】

担当者が申しましたことに補足いたします。年に1回ではなくて、月とか週単位で、トランス何台、コンデンサ何台という処理した台数はリアルタイムで隣に出るようになります。ただ、全体量というのは、PCB特措法に基づく届け出データというのは年々変わりますので、その見せ方はもうちょっと工夫をさせていただきたいと思えます。

【委員長】

そういうことはやってください。

【委員】

情報公開ルームが今月19日にオープンということですけども、それはどういうふう
に運営されるのか。昨年度、北九州に行かせていただいたときに、情報公開ルームの利用
状況があまりぱっとしなくて、当初、我々、市民団体の方から申し入れ等をさせていただ
いて、PCBの広報活動はもちろんのことだけれども、市民がこぞってここを使いながら、
環境を勉強する、また市民活動の拠点にするということにも便宜を図っていただけよう

な話が当初あったものですから、その辺のところ、今回、何時から何時まであいているとか、土・日にやっている、やっていないということも含めて、もう19日からオープンなのにこれには何も書いていないので、なぜかと思ったのです。

その辺のところ、市民活動に利便になされるように、せっかくこういうものをつくっていただいても、言って悪いですが、北九州のようにほとんど活用されていない。当初はどっと見学者がいたけれども、その後はほとんど使われていない。私は、向こうに行ったときに、室蘭はそうではなくて、市民の活動の拠点になるし、誇りになると思って、これは北九州よりも勝っているなと思って帰ってきたのです。ところが、その辺のところ、ここに入っていないものですから、どうなのかなと思ってちょっと質問させていただきたいのです。

【JESCO】

委員のお話は、室蘭市からも、ここのセンターができたときの経緯から、よりアクセスしやすい場所で、もちろん、PCBの情報公開は行うのですが、それ以外に室蘭市の環境産業あるいは環境の取り組みといった活動の場としても提供できないかと。もちろん、私どもは最大限やれることのご協力をしようと考えています。まだ運営要綱がきちんと定まったものが今日現在ないのですが、そういった考え方に基づいて、ただ、具体的には月から金曜日の朝9時から夕方までというのが私どもの勤務時間と申しますか、作業を何交代かではやっているのですが、処理対象物が運ばれてきて、抜油して、解体して、破碎して、洗浄するという工程が目に見えてわかるものが、その時間帯ということもあり、基本的には月から金の昼間というふうにさせていただきたいなと。もちろん、そういう活動なり情報発信の場ということがありますので、グループでお使いになるとか、セミナーとか、あるいは見学の出発地、エコツアーの出発地として使われるとか、いろいろなことが考えられると思います。それは、土・日であっても、あるいは夜間の利用であっても、我々ができる範囲でご要望に沿うような形でご協力をさせていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】

室蘭市と道にお願ひしたいのですが、15県からのPCBのトランスを処理するわけですね。修学旅行生は受入れの対象になるのでしょうか。それで、農業体験をやるとか、スキーをやるのもいいのですけれども、ここで勉強して環境について真剣に考えるようにしてほしい。これは、道とか、そういうところが県に話をして、こういう計画を含めるということをするべきだろうと思ひます。観光にも少しはいいと思ひます。

【委員】

19日に開所予定ということですが、これは、実際的にはまだ操業が始まっていないけれど、誰かがセンターにいるということですか。

もう一つ、先ほど所長は何時でも対応したいというような話をおっしゃいました。しかし、こういう場所ですから、きちんとした時間帯とか曜日を決められた方がいいと思ひ

ます。普通の場所ではないので時間をきちんと決められた方が、市民のため、全体のためにもいいと私は思うのです。開所になったら、みんな行ってもいいのだなと思って来た場合に対応はどうかかなと。

実際、私たちも、何回かここに見学に行きたいと思っておりましたが、それはまだだよ、と言われずっと抑えていましたので、お聞きしておきたいなと思うのです。

【委員長】

先ほどお話になったように、運営の体制や使用の手引きはまだ具体的にできていないという話なので、そういうものをつくって、ここの施設は何時から何時まではだれが来てもいい、そのほかに会議室とかその施設を使用されたい方はあらかじめどこに申し込んでくださいとか、そういうような使用の手引きのようなものをつくって、市の広報誌が何かで市民の方に、できれば、この近隣の市町村の方にもご案内されるようにしてください。

【JESCO】

もちろん、オープンする以上はこの建物の管理責任者としてJESCOの職員を置かなければなりません。ですから、管理責任というのは、当然、踏まえなければなりません。そういう意味で、はっきり申し上げますと、月曜日から金曜日の9時から4時半までが、どなたが来られても、1人でも2人でも、それは自由に見ていただけるということです。裏を返せば、土・日はちょっとできかねると。土・日、夜間については、別途ご相談くださいということで回答させていただきたいと思います。

【委員】

別途はつかない方がいいと思います。

【委員】

改善の目的とその対応内容の一番最後のところに、配管の溶接不適合部の補修の実施とあるのですけれども、この補修というのはどういう形でやったのか、その内容をお願いします。

【JESCO】

私、事業所副所長の織田と申します。お答えいたします。

当然、不具合があるということが予想されたわけですから、全数を目視あるいはファイバースコープを通しての目視、そういったことができないところは、X線撮影をして、不具合があるかどうかを全数チェックいたしました。ただし、場所によりましては、どうしてもX線が撮りにくいところがありますので、そういうところは欠陥があるという前提でもって、補修対象としてチェックしました。

補修というのは、溶接のやり直しをやるということです。溶接に不具合があったのですから、その不具合も前回ちょっとご説明したかと思いますが、外側からも溶接しているわけですが、内側でとれた鉄が届いていないというような状態がありましたので、そ

ういったものがないような条件を設定して溶接いたしました。あと、溶接した後に目視で確認できるところは目視で、目視ができなければファイバースコープ、ファイバースコープができない場合はX線を撮るということで全数の確認をして、そして補修をしたということです。

【委員】

作業工程がよくわからないのですけれども、不具合の場所があったと、そうすると当然そこは切り捨ててしまうということですか。短くなるとか……。

【JESCO】

長いところであれば、溶接の部分だけ切り取って、その両側からまた新たに溶接するというのをいたします。短いところに何か所も溶接になったら、全部の配管のつくり直しをするという形で改修いたしました。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、次は、処理施設の増設についてです。

これについては、またJESCOさんからお願いします。

【JESCO】

樽林と申します。

お手元の資料5に基づいて、増設事業に向けたJESCOの準備の状況についてご説明を申し上げます。

まず、1枚めくっていただきますと、先ほど来お話がありました手続の面です。PCB特措法に基づいて環境大臣が定めるPCB処理基本計画の変更、こういった変更がありましたら、日本環境安全事業株式会社法という法律に基づいて、我が社の事業法、基本計画に基づいて事業内容の変更をしていく、これが手続です。

そういった意味では、現在、パブリックコメント、それから5月の監視円卓会議のときに、環境省さんの方から、その他物の扱いや汚染物の扱いについてご示唆がありましたので、私どもも勉強を始めているといった状況です。

それでは、処理対象物は具体的にどういったものを考えているのかというのは、次のページです。

現在建設中の当初施設では、高圧トランスと廃PCB等です。廃PCB等というのは液体のPCBの定義です。こういったものはどういう特徴を有するかというと、PCBは、含有量が多いと例えばトランス、コンデンサであれば重量の半分くらいPCBだったり、廃PCBといえ、そのものずばりPCBの廃棄物になるものでございまして、保管場所としては工場とか事業所に保管されているものが多いです。

一方で、汚染物等というものは、後ほど量的な問題が出てまいりますけれども、蛍光灯の安定器が多く、実際には学校、病院等で多く保管されています。

皆様、ご記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、1997年か8年ころに、学校で蛍光灯が破裂してPCBが降ってきた。その問題を契機に、平成12年に閣議了解を踏まえて、文科省が全国調査をして、全国の学校で蛍光灯のトランス安定器を保管しているような状況です。

次のページをめくっていただきますと、それでは、具体的に汚染物等とはどんなものか、今後、どんなものを増設施設で処理していきたいと考えているのか。

小型電気機器は10キロ未満のトランスやコンデンサです。それから、量的に一番多いのが業務用・施設用の蛍光灯安定器です。ご家庭用の蛍光灯でしたら、昔であればひもを引っ張ってワントン遅れて電気がつくという、グローランプがついているものについては安定器がついていませんけれども、学校や病院といった施設のスイッチをぱっと入れて、ぱっとつくようなものにつきましては、一つごとに大体3キロくらいの安定器がついています。それから、郵便局や銀行などで使っていました感圧複写紙、ノーカーボン紙と言われたものです。それから、PCBをふき取った油とか汚泥です。

次から写真が幾つかありまして、蛍光灯用安定器が で、一つ一つの羊糞みたいな塊、これが安定器1台で大体3キロくらいです。

次のページは感圧複写紙です。これは、ドラム缶の中に入れて保管されているものですが、伝票のようになっていて、大体200リットルのドラム缶で100キロくらいです。

次の がウエスです。

次のページに行ってくださいと汚泥ということで、ドラム缶に保管されていたり、コンクリートピットが作られて、1カ所で多量保管されている事業所などがありますので、各県ごとにまとめていっぱい保管しているようなところではばらつきが出ているといった状況です。

処理方式につきまして、どういう処理方式がいいのか、どうやったら安全に安心して処理できるだろうかということにつきましては、学識経験者の助言をいただき、考え方を整理させていただきました。

北海道の事業部会については、参考資料4です。

1ページ目をめくっていただきますと、委員の方々が書いてありまして、地元の室蘭工業大学工学部応用工学科の教授、大気汚染のご専門の空閑先生を初めとしまして、東京農工大の細見先生、北海道大学の松藤先生、愛媛大学の森田先生、いずれもPCBの処理、それからPCBによる環境汚染のご専門の方々に、こういった方々のご助言を得ながら考え方の整理をしています。

横紙に戻りまして、一つ目のポツです。こういった先生方の助言、考え方を整理します。こういった委員会の中では、監視円卓会議でこのようなご意見が出ましたとか、監視円卓会議でこうですよといったご意見を、当然、先生方には私どもを通じてインプットをしますし、先生方もご存知になっています。さらには、地元の利水者の方々に、住民の方々に、道の廃棄物の計画といったものも部会の場で検討いただいています。

発注ですけれども、発注は公募による技術提案方式です。いろいろな技術を組み合わせることでPCBの処理が行われるものですので、このようなことをしたいのですと。要するに、パソコンであれば、どれだけの中央演算装置があるとか、どれだけのハードディスクがあ

るというのはなくて、文章をつくりたいのです、インターネットをしたいのですというように、P C Bを適正に処理したいのです、こういったものをこれだけ処理したいのです、そのときに大気中になるべく出ないようにしましょう、水は出さないようにしましょう、そういった考え方を示した上で、公募による技術をご提案いただくこととなります。

それから、提案いただいた技術について、本当に環境の問題がないのだろうか、出てくる廃棄物が最小化されているのだろうか、リサイクルできるのだろうか、いろいろな観点から審査して、審査をクリアしたものを対象に競争入札をすることとなっています。

次のページを見ていただきますと、報告書があります。後ほど全体を見ていただければわかりますが、簡単にご説明申し上げますと、1章から4章までになります。1章が検討の経緯、2章が現状の施設の状況、3章が増設する処理施設に係る諸条件、どんな施設にしてほしいかということです。そして、第4章が今後の対応ということです。めくっていただきますと、第3章、増設処理施設に係る処理諸条件ということで、こんなことをやりたいのだという考え方を1から7までに整理しています。

まず、1ページめくっていただきますと、ドーナツグラフがあります。先ほど来、処理したいという汚染物等というものがありますが、凡例を見ていただきますと、紫色の小型電気機器、水色の安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥というものがあります。左側が、汚染されたものの中での重量となりまして、右側がそれに含まれるP C Bです。1道15県で4,500トンありますけれども、そのうちの4分の3は、先ほど来申し上げます蛍光灯等の安定器です。

P C B量で見ますと、4,500トンのうち100トン、97%くらいが小型の電気機器と安定器です。学校や病院で保管されているこういった汚染物をいかに処理しようかというのが増設事業の主な目的となっています。

次のページは、処理能力です。

前提条件といたしまして、4,500トンプラス・アルファとありますが、1期施設で、フェイルセーフ、それから外に逃さないようにするために活性炭などを付いたりしています。それから、防護服とか、万が一、床にこぼれた場合にふいたウエス、といった作業で出てくるようなものが数百トンあり、およそ5,000トン程度処理しなければならないものがあると考えています。

法律に定める処理予定期間から事業終了までの準備期間を除きますと、他事業同様に平成27年3月末までに処理終了ではないかと。そうすると、およそ4、5年の処理期間でこれだけのものを処理しようとするすると、大体1日当たり8トンくらい、かつ年間2,000トン、安定して処理していただくという観点から日処理能力だけではなくて、年間の処理能力も示していけたらと思っています。

次のページは、立地条件です。

現在、建設中の施設というのは、この先行ったところにありますけれども、その海側の約1.4ヘクタールの場所を施設の予定地としています。

次は、増設する処理施設の満足すべき条件です。

ここでは、幾つか黒い文字と赤い文字がありますが、黒い文字は、増設に限らず当初の施設でも必要とされているようなものであり、安定した処理能力の維持であるとか、リス

ク管理に基づく安全対策の充実、作業従事者の安全衛生管理、それから先行事業の知見を生かした施設設計、環境負荷の極小化と。ここでは、P C B や汚染物だけではなくて、リサイクルできるような払い出し物、処分物を最小化するという事も含まれています。それから、後ほど詳しく説明いたしますP C B 汚染物等の処理に係る事項。それから、気候条件を踏まえた処理施設ということで、公害とかそういった塩害にも配慮したものと。それから、処理工程からの排水・排気につきましては、当初施設に加えて、さらに排水についてはなるべく出ないようにしようということ部会の中でご審議いただいています。それから、残渣のリサイクル、室蘭市及びその近郊のP C B 廃棄物の先行処理です。

それから、汚染物に特に留意した処理に係る事項といたしまして、4点ほどあります。

まず、P C B の抽出操作等を経ずに一括して分解処理することができること。具体的に言うとトランスとコンデンサでは、P C B の液と外側のケース等は別で、ケースは洗いましょう、出てきた油は油としてP C B 分解処理しましょうということですがけれども、それから小さな安定器とか、ウエスとか、P C B を絞って分離するというのは作業者の安全の観点からも適当でないということで、原則として一括分解処理できるようにしましょう。それから、処理対象物に係る制限値、大きさや含水率等が問題にならないようにしましょう。分解処理工程については、先ほどと同じような観点から、自動制御方式でなるべくしましょう。また、写真でごらんいただいたように、投入ロットごとの種類とか性状が多様であっても処理できるようにしましょうと。

今後の取り組みですがけれども、まずもって、P C B 処理基本計画の変更ということがあって物事が動き出す話です。その後、J E S C O 法に基づきます処理事業計画の変更、それから契約に係る諸手続、入札公告、技術提案審査、競争入札を経て、設計・施工、試運転、処理開始というようなことで、平成22年ごろ処理開始、処理終了は平成27年3月を予定しています。

以上です。

【委員長】

何かご質問やご意見がありましたら、よろしくをお願いします。

【委員】

処理開始は22年ということですが、環境省の認可後の大枠的な日程、例えば入札公告とか審査にどのくらいかけるのか、ということはまだ決まっていないのですか。

【J E S C O】

従来からの入札の経験からしますと、W T O、国際的な公共事業実施に当たっての話がありますので一定期間置かなければいけないとか、審査がかかったりするのでけれども、そういった期間はおおよそ四、五カ月は見ておかなければいけないだろうと思います。あと、処理の終了につきましては、国が策定されます計画の中で、後が切られていますので、それまでに処理を終えるようにしていかなければいけません。

【委員】

なぜ聞いたかという、事業は最後が決まっていますので、どこかで時間を食った場合、どこで時間を取り戻すのか。時間を圧縮してしまって粗雑なものをつくられたら僕は嫌だと思うので、例えば、いつまでに審査を終わらせて、建設はこれだけで、北海道なので冬期間は外してやるとか、ある程度の大枠だけでも提示しておいてもらえれば、どこかでつまりいたときに、その遅れに対処する方法などがみえるのではないかなと思ったのです。

【委員長】

まず、最初は処理基本計画の変更、今、環境省がパブコメをとっていますけれども、この変更は何月を予定されていますか。

【環境省】

意見の集約の程度によってその時期が変わると思いますけれども、順調であれば、その整理にはそれほどかからないと思っています。

【委員長】

ということは、年内ですね。

【環境省】

遅くても年内にというふうに思います。

【委員長】

その後の、JESCO事業の変更認可はどれくらいで……。

【JESCO】

国の計画が変更され次第、速やかに事業進めていきます。

【委員長】

その次に、JESCOとしては、入札とか技術提案審査になるのですが、道は、国の処理基本計画が変わったら、道の廃棄物処理計画は変更する必要があるのですか、ないのですか。あるとしたら、どういう段取りでやるのですか。

【北海道】

道の計画ですけれども、対象物としては、一応、その他物も含めているのですが、いわゆる高圧トランス関係につきましては、どの地区を何年度にするといった事業計画も道の計画には入っています。従いまして、国やJESCOの動きが出て、大体このくらいのスケジュールで処理対象物を計画的に処理できるのだというのが見えてきた段階で、道の計画については、別途、専門家のご意見を聞きながら手続をしたいと思っています。

【委員】

室蘭市は、基本計画の変更を認めたのですか。

【室蘭市】

冒頭からいろいろな論議がございましたけれども、これまでの事業部会等を通じて、セミナー等々で市民の皆様にも増設に向けた取り組みを進めていきたい、私どもはこういう認識でいます。

【委員】

これは、増設と書いてあるのですけれども、増設というのは、ポンプが1台足りないから2台入れようかと、そういう感じだと思うのです。ところが、建てる場所は「新日鐵造船事業部室蘭製鉄所工場敷地南西臨海部にあり」となっていて、今の施設とは全然違うところですね。そして、新しい工場をつくって、新しいものをうまく持ってきて、新しい技術で処理するというわけでしょう。そうしたら、何で増設なのかと疑問に思うのですけれども、その辺をちょっと聞きたい。

【JESCO】

場所は、今の施設の隣に建物を建てるということで検討を進めています。

【委員】

参考資料4の8ページに出ている文章は違うのですか。
立地条件及び地域条件というところ、一番最初です。

【JESCO】

第3章に書いてあるところは、現状の施設のところで、参考の6を見ていただくと、同じ地図が描いてあるのですけれども、場所は、現在建設中の施設の隣です。

【委員】

では、この文章が違うということだね。

【委員長】

今、委員がおっしゃったのは、参考資料4の6-2の上ですね。施設予定地の用途地域は工業専用地域であり、東側に北海道PCB廃棄物処理施設(当初)が隣接しており、さらに、その東側は新日本製鐵造船事業室蘭製鉄所となっているというのと違うと……。

今おっしゃっているのは、8ページですね。「室蘭市仲町の新日鐵造船事業部室蘭製鉄所工場敷地南西臨海部にあり」というのと、南西臨海部というのと、この参考資料の6-2の施設予定地というのと表現が違うのですけれども、同じ場所のことを言っているのですか。

【 J E S C O 】

同じ場所です。

【委員】

今回の増設に関連して、もともとその他汚染物を処理するという話はあったということですが、要するに、今おっしゃっているように、多分、市民の目から見ると、隣につくったとしても、別のもので、何かまた違うものが来るというイメージはおありだと思うのです。それに対して、P C Bの含有量が少ないので、処理技術を含めて、処理したときのリスクのレベルは低いということは何度まで説明されていると思うのです。ただ、やっぱり、そこまで理解するのに、例えば普通はトランスだと、抜油して、中を洗浄して、液体で処理するけれども、こちらは一括して処理すると。ジャケットからすべて一括処理する。それは大丈夫なのかという疑問を持たれる方は多いと思うのです。

ですから、先ほどスケジュールという話があったと思うのですが、要するに、今回の増設の話も、どのスケジュールでいつ何が決まるのかということがわかっていれば、例えば増設がこの時期にありますよ、その他汚染物の計画がこの辺に決まりますよということがもしあれば、私たちも、その時点で、委員会なりに出たときに、スケジュールでこうなっているけれども、その他処理物の処理はどうなっていますかと言えるのですが、その場その場でそういう新しい処理の話が来たときに、私たちは事前に質問も準備できなくて、委員会に出て初めて知るというケースが多いのです。

ですから、多分、先ほど委員の方から言われたのは、事業部会の方で処理方式を決めて、いつの時点でオープンになって、いつ決まって、私たちの円卓会議ではどこで意見が言えるのか。例えば、処理方式はこういう方式で、事業部会でこういう結論が出た、それに対して、私たちがいつそれを聞いて、意見を言えるのかというスケジュールが、私たちが一番知りたいことだと思うのです。それを、おおよそでもいいので、今の時点ではっきりしていただいて、私たちはそれに対して準備をします。要するに、処理対象物が非常にリスクの低いものだということと、新たな大きなリスクを負うようなものではないということ私たちが理解するためにも、そういうスケジュールを出していただきたいということです。

【 J E S C O 】

5月にこのお話を環境省の方から説明いただいたときに、19年度、国の予算措置として、設計費を予算措置してあるというお話がございました。J E S C Oとしては、年度内執行が可能な限りは、それに向けて努力をしたいと思っています。

従いまして、先ほどから計画の変更についてのご説明を申し上げましたけれども、入札に関する報告につきましては、できる限り速やかに行いたいと思っています。これは、W T Oの関係等があって、四、五カ月のブランクはどうしてもできてしまうのです。当然、計画の変更等が進まなければまた練り直しということにもなりますけれども、一応、準備のステップとしても、入札公告は可能な限り速やかにやりたい。その上で、もしそのスケ

ジュールでいきましたが、技術提案が出てくるのは大体年明け早々くらいというスケジュールになります。

それから、当方、学識者のアドバイザー会議等の審査も経て、上がってきた提案に関して、やはり1カ月以上かけて技術提案の審査を行うということです。それで、審査に合格した社を対象に競争入札をかけます。ですから、来年の2月から3月にかけての段階で、どの技術からこの処理施設に採用されるかというものが見えてくることになります。それまでは、競争入札の仕組みの中で、何社から提案があったかとか、それぞれの提案がどうだったかということオープンにできない仕組みになっていますので、一旦候補が決まった段階で、ご意見をいただくようなスケジュールになるかと思います。

当然、審査に時間がかかって、あるいは技術審査が通らなかつたり、そういう事態になれば、年度内執行というのはあきらめざるを得なくて、国にもその旨を相談しなければいけません。

実は、北九州2期事業のときには2回入札を行いましたけれども、技術審査が通らなかつたということで大分期間が延びたケースもあります。そういうスケジュールで進めたいと思っていますけれども、私どもとしては最大限努力をしていきたいと思っています。

【委員長】

基本計画変更案では、北海道に設置する汚染物等に係る施設能力については今後設定することとすると書いてあります。その下に、今度は、北九州は10.4トンと書いてあります。北海道事業の内容を決めるには、施設能力が何トンというのはわからないと書けないです。そのための基本計画の変更というのは、タイムスケジュールをどう考えていますか。

【JESCO】

まず、北九州2期事業の場合も、当初は処理能力については今後設定するというふうに書いてあります。これは、重量トンで処理能力が計算されます。これは、処理をする方式によって処理対象物の大きさや技術によって違ってくることがあります。要するに、同じ重量トンの物を処理するにも、1ロットにかかる時間が技術によって違うものですから、1日当たりの処理能力が違ってくるといって問題が一番大きくなります。

それで、最終的に処理能力として設定されるのは、これ以上の処理はしてはいけないという廃掃法上の許可要件になりますので、10トン/日の施設であれば11トン処理することは違反になる、処理技術が決まったら、それとセットで処理能力が最終的に決まる。ただ、それだけでは全く目安がつかみませんので、今回、資料としてお出ししていますのは、当方で考えましたのは、これだけは最低限処理できる能力としては1日8トンの能力を有していなければいけないということで、先ほど資料5の7番のところに書いてありますが処理可能な能力として、ここのところを目安としたい。

【委員長】

だからね、一番最初に 委員がおっしゃったように、処理方式が決まって、処理能力が決まって、それなのに、結果的にいうと、環境省が処理基本計画を変えるのです。そうすると、決まってから変えますよという話は、常識的からいうと順番が逆なのです。世の中の常識からいうと、環境省が、処理能力は1日何トンのもをつくるよ、そういうものの処理が必要だということを決めてくれて、J E S C Oがそれに合うようなシステムを決めて、審査をして、入札して決めるのが世の中の一般的な常識です。 委員が一番最初に言われたのもそういうことです。

それを、今、齋藤さんが言われたように、廃掃法の施設の処理能力だから、廃棄物の産廃の処理の世界では後出しじゃんけんのようなことを、実質的にはそういうふうにしなればいけない仕組みになっているからそうなのです。それで、 委員が言われたように、さっきの説明では3月程度に決まるということでしたが、決まったときに、我々に説明してくれるわけですね。しかし、そんな話は今までの中身と違うではないかといったときにどうなるのですか。これは仮定の話で申しわけないですけれども、北九州のようにもう一遍やり直すということもあり得るのですか。

【J E S C O】

北九州事業で審査が通らなかった最大の理由は、北九州は、汚染物処理のほかに、もともと0.5トン/日という小さい施設だったのですが、トランス、コンデンサも含まれていて、作業環境の維持の計画がなっていないということで審査が通らなかったという経緯があります。

今回も、入札公告の段階では当然オープンになりますが、こういった観点で技術審査を行うかという審査項目を開示することにしていきますので、それに照らして審査を行うことにしています。

【委員長】

それで、円卓会議には、どれくらいの意見が取り入れられる段階で方式を示してくださるのですか。

【J E S C O】

そういう意味では、具体的にどういった方式がどうだとかこうだということではなくて、今まで円卓会議で出たいろいろなお話、それから、それ以外にも地元の委員の皆さんから排水の問題についてこうした方がいいというお話がありますので、そんなことも踏まえて、私どもの方で仕様書なり何なりに盛り込めることは今の段階でも盛り込ませていただいているところです。そういう意味では、本日いろいろお話しいただければ、そういったものについても反映できると思います。

【委員】

それでは、盛り込んでいただけるのであれば、増設事業のところについての9ページですが、P C B汚染物の処理にかかわる事項の中で、処理工程からの排水、排気、この辺が

やっぱり一番気になるところです。

そして、先ほどの説明の中で、ちょっと言葉じりをとってしまって悪いのですが、なるべく出さないようにしましょうということをおっしゃったのですけれども、私は、やっぱり、最高の技術をもってされることですから、排水に関してはちょっと神経を使っていたきたいと希望します。

【JESCO】

そういった意見を今まで何度かお伺いして、恐縮ですが、参考資料4の13ページをお開きください。

事業部会の先生方の中でも一番議論になったのがこの点でございます、10月2日にまとめる際にご議論を頂戴したときに、真ん中に「処理工程からの排水とあります。「処理工程からの排水は、室蘭港や隣接河川及び公共下水道へは排出しない処理システムとすることとの受け入れ条件を踏まえ、当該条件を満足する処理システムとすること」、これが当初施設を同じなわけです。さらに加えて、汚水と生活排水以外の排水を室蘭港や隣接河川及び公共下水道へ排出しない処理システムとすることということで、施設を冷やすための冷却水とか、そういったものについても増設は技術的にはかなり難しいし、エネルギー的に見てはどうかという先生方のご意見もあったのですけれども、地元の強いご意向がありますよということで、ご検討の上、こういう形にさせていただいています。

【委員】

そうですか。

それでは、この辺はしっかりと承りましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】

恐らく、説明会にも何度も、住民の方、2日とか8月6日も来られたと思うのですが、まだその他汚染物のイメージが、例えば安定器がどうか、具体的に言えば、私たちが習った学校のところから出てきたもの、蛍光灯から出てきたものですから、私たちに一番身近なものなので、そういうものの処理だということをもまずわかっていただくと。トランスとか事業所が持っているようなものとはまたちょっと別な意味で、基本的には私たちが使ったものです。そういう意味で、その他汚染物という名前も少し漠然としているのですけれども、これ自体の認可というか、変更手続が済んでからのことだと思っておりますが、情報センターの方でも、その他汚染物の展示というか、その紹介をできるだけ早い段階でしていただいて、そちらも見ていただけて、危なくないもの、できるだけリスクが低くて、結果的に私たちが出したものを処理するのだよということをもうまくわかっていただければ、コミュニケーションの方法をとっていただきたい。これは意見です。

【JESCO】

わかりました。

【委員】

私はパブリックコメントに出しておきましたけれども、どう考えても室蘭につくらなければならないという論理的な必然性はないと考えています。どこでもできます。例えば技術力のあるような仙台あたりでもつくることはできるものだと考えています。だから、そういう意見はパブリックコメントで出しておりました。しかし、ここにどうしてもつくらなければならないというのが私にはわかりませんので、そこを簡単に説明できますか。

【委員長】

それは、道庁か、環境省か……。

【JESCO】

JESCOの事業の観点から申し上げますと、1期事業で使う活性炭や防護服といった廃棄物は、今の液処理と洗浄を主体とする施設でもなかなか処理できない。そういった自らが廃PCBを処理した過程で出てきた廃棄物を、またよそ様のところに持っていくというのなかなかつらい面があります。できましたら、地元の方々は非常にご迷惑かもしれませんが、近いところで処理させていただけるというのが、私どもとしては非常にありがたいのです。

【委員長】

だから、それはJESCOの都合なので、それは理由にならないのです。それは、環境省なり道なり、あるいは室蘭市も増設の施設をつくるというのは認可とか何かというのは、それはJESCOさんよりも役所の問題だと思います。

【環境省】

必ずしも室蘭市でなければいけないかというのは、おっしゃるとおり、ここでないといけないという明確な理由がはっきりとあるわけではございません。ただ、こちらでつくることのメリットはあるかと思えます。それは幾つかあるかと思えますけれども、1点目としましては、鉄鋼の街でもありますので、技術的な能力があるということがまずあげられると思えます。

2点目としまして、現状の施設を増設ということで、高圧トランス、コンデンサなどの処理から出てくるような廃棄物につきましては、これはウエスなども出てくることあるかと思えますけれども、こういったものも同一の自治体で安全に処理をするということも一つメリットとして挙げられるかと思っています。

もう一つは、安全、確実に操業するためには、それなりのノウハウとか、技術とか、そういったものを持っている方が処理することが必要だというふうに考えています。そういった方が日本に無限にいらっしゃればいいのですが、残念ながら、こういった技術ということもあり、それなりに限られてくるということを考えますと、それが分散して例えば2カ所に分かれているより、1カ所に、隣につくって、そういった方のノウハウを生かして、全体として安定的に処理を進めるという意味では、私どもはメリットというふうに考えて

います。

ただ、いずれにしましても、地元の方々のご理解というのは当然必要だというふうに考えています。

【委員】

私自身、そう簡単に期限までにできるというふうには考えていないのです。ですから、これは、かなり本腰を入れて展開しなければいけない事業になると思うので、ぜひ他のところにもつくて、そういう技術をさらに増やして、徹底的にやるというふうな立場に立たないと成功しません。だから、北海道以外のところにつくるということを真剣に考えてほしいというふうに思っています。

【委員長】

ありがとうございました。

それはご意見として伺うことにしまして、円卓会議の重要な仕事の一つは、要するに環境へ影響があるかないかということをも市民の立場で見ようということです。今のモニタリングの環境測定の考え方は、現在建設中で来年の4月から操業する処理施設からの排水、排気についてのモニタリングだと思っておりますが、増設があったときの環境モニタリングについては、実質的には同じ場所だから同じでいいのかもしれないけれども、その辺の計画は、道の方として、室蘭市と相談して作り直されるご予定ですか。

【北海道】

具体的な増設の施設がどういった方式となるのか、処理工程からの排水は排出しないということなのですが、いわゆる生活系の水も出ますので、それがどこから排水されるのか。また、施設によっては排ガスという形で何らかのガスが出る。そうしますと、発生源側での測定、それはJESCOさんがおやりのなると思っておりますが、そういった部分でのモニタリングが変わってまいります。あと、道と室蘭市で行っている、いわゆる環境のモニタリングですが、これが現行の体制でカバーできるのかどうか。この辺は、許可申請段階に生活環境影響調査ということで、事業者がどんな影響が出るのかということのアセスメントしますので、そういったものを見せていただいて、具体的に道と室蘭市がどういう対応ができるのか、その時点でまた考えていきたいと思っています。

【委員】

モニタリングと関連するのですが、12月からPCB廃棄物の負荷試運転に入りますね。この時点でプラント内はPCBに汚染されるわけですから、その時点からモニタリングというのは徹底した形で、来年の春から云々というような話ではないですね。

【JESCO】

現行事業のモニタリングにつきましては、もう既に18年度から行っています。何も出していない状態がどうであるのかということも含めて、継続的にやっています。

【委員】

その辺のチェックは今以上にしていきたいのと、1点、負荷試運転に関してなのですが、プラント内がPCBで汚染されてしまいますと、今後、運転中のメンテにかかわる人間、例えば専門の業者を入れるのか、その業者がどういう教育を受けてきているのか、また、その業者が下請として連れてくる業者を固定するのか、その辺の計画をちょっと知りたいのです。

というのは、今いる従業員は運転員であって、メンテの運転員ではないわけです。メンテの人たちは、当然、汚染されたプラント内に入らざるを得ないわけです。その辺のチェックというのはどこまで行っているのか、教えていただきたいと思います。

【JESCO】

これは、JESCO全社の問題でございまして、まず、JESCO施設内管理区域レベル1、2、3と区切ってやっています。それぞれの区域に入るに際しての必要な項目がありますので、防護服の装着、あるいは使ったものの後始末、ドラム缶に入れて保管するとか、そういう種々の内容です。これにつきましては、レベルに応じて入る人すべてにことごとく教育をし、一定の理解を得たということを確認しない限りは、たとえメンテの人であろうとも入れません。

メンテについても、非常に多様な機器が入っていますので、その都度、人がかわるといってもほかの事業所では起きていますので、そういった場合でも、メンテをやるからといって安易に入るといことは全く許しておりません。

それから、作業環境濃度につきましても、他事業の経験も踏まえながらといいますか、当然、問題になるであろうポイントでは、一部オンラインも入れながら、定期的に作業環境濃度チェックを行っておりまして、それに応じて、たとえ防護服を着けたとしても入室を区切るという措置もやっています。

一方、作業従事者の方の血中PCB濃度につきましても、危険レベルの区域に入る方については定期的に血中濃度チェックを行って、上昇傾向が少しでも見られるような場合には、専門医を各事業所に置いておりまして、先生方の意見を聞きながら配置がえをする等々の措置を早目早目に打つということをやっています。これらにつきましては、JESCO内部に、主として産業医科大学の先生方からなる作業安全衛生部会というものを設けまして、相当な頻度でいろいろなデータをとりながら、問題点の指摘を受けて、日々、改善をしていきます。

【委員】

業者は、場所によって専門業者が入るわけではなく、通常のメンテは一定の業者で、一定の教育を受けた人が、ある意味では固定するというふうに考えてよいですか。

【JESCO】

そうですね。キーパーソンといいますか、基本的な人は大体同じ人で、毎年1回は1カ月くらいとめる点検もありますし、また、長期間の2週間という点検もありますので、大

体固定しているところは多いと感じています。やはり、大規模な点検のときには相当な人数が入りますので、人員構成を見て、新しい人についてはきちんと教育するということを徹底してやっていきたいと思います。

【委員】

シャットダウンした場合だったら、引き渡すまで完全に洗浄したりなどあると思うが、例えば、運転中のメカニカルシールが漏れたとか、フランジがゆるんだとか、そういうとっさのときに常時固定したメンテの要員を確保していないと、その都度、全部遅れるわけですね。ただ、防護服を着けたからいいではなくて、やっぱりPCBの危険度などの教育もしておかなければ、どこでどういう形で触れるかわからないわけですよ。そういう点で、僕は、メンテをある程度固定する、作業にかかわる人の固定化というのは必要でないかと思って質問したわけです。

【JESCO】

わかりました。そのご意見を踏まえて対応していきたいと思います。

【委員】

10月2日に中島で行われたセミナーのときに、増設をやらなければならないという説明の中で、学校とか病院に安定器が保管されているから、それを早く処理しなければ安心して子どもを学校にやれないし、病院にも行けないというような説明があったのです。現在の学校とか病院の安定器の保管状況とか、どのくらいどこにどういうふうに保管されているとかというのはわかるのですか。わかったら教えてほしいと思います。

【北海道】

保管状況については、先ほどの基本計画の説明の中で説明のあったいわゆるPCB特措法に基づきまして、各事業所では、PCB廃棄物を保管している場合は、毎年度、届け出ることになっています。また、使用中から廃止、いわゆる使用しなくなった場合、これも届け出になります。北海道ではおおむね1年に1回くらいは事業所に立ち入りをしまして、適正に保管されているか、また、必要な資格者もいますので、そういった者が配備されているかどうかを確認し、不適正な場合については個別に指導するといったようなことをこれまでやってきています。

現在、学校、病院でどのくらいあるのかということについては、ただいま手元に資料がありません。先ほどちょっとご説明しましたパンフレットですが、このパンフレットの中でいいますと、道内の安定器の個数については18万個ということで、これは平成16年3月段階です。ですから、平成15年度の数字ですけれども、これが毎年度更新されていて、保管した全国の数字については環境省へ報告し、国が公開をするというような仕組みになっています。道には14の出先、支庁がありますけれども、そちらにお問い合わせいただきますと、どこにあるといったことが閲覧できるような形をとらせていただいています。

【委員】

公共のところに、病院とか学校、それは行政として一括して責任を持って保管するという考え方はなかったのですか。汚泥などは県単位でやっているところもあるというので、それはできたはずですけども、最近は病院でも簡単につぶれますし、どうなるかわからない。学校も廃校になるしね。現に、私が新聞記事を見たら、そういうふうな工場跡にトランスが放置されていたというのがありますので、そういうことを考えた上で、行政としては、少なくとも公共のところ、病院は早急に手を打つべきだというふうに思っています。

【委員長】

それは、ご意見はご意見として何うことにしましょう。

ほかになければ、増設関係についてご意見、ご質問をいただくのは終わりたいと思いますが、J E S C Oの方に、道もそうですが、できるだけ早い段階で、具体的な処理施設の内容が固まった段階で我々に情報を提供してくださるようお願いいたします。もちろん、専門家の先生方が入られて、環境に影響なく、かつ計画期間の中で汚染物などを処理できるような方式かと思いますが、円卓会議は円卓会議として、その方式について情報をいただいて、安心して事業を開始することができるかどうかということを見て、道民の方々に報告する義務があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題は、P C Bの収集運搬についてですが……。

【委員】

12月から負荷試運転が始まりますが、崎守のソリューションからのナトリウムの搬入はいつになるのですか。

【J E S C O】

搬入は、P C Bを使った試運転の直前になります。

【委員】

これは陸路ですか。

【J E S C O】

はい。トラックです。

【委員】

あと、今後、搬送の頻度はどの程度かというのは決まっているのですか。処理能力がフルに動いたときと多少違うのでしょうか……。

【J E S C O】

手元に量的な資料がないので、また別途お話しさせていただきます。

【委員長】

ほかになれば、収集運搬については、一番最初にお話がありましたように、隣と外でやるということにいたしたいと思いますが、それ以外に何か事務局へお伝えすることがあったらお願いします。

【委員】

今、私ども委員の方に視察についてのご案内というものが来ています。私は、ぜひ全員行きたいという要望をしているのですが、今回3人程度となっています。3人程度であれば、任期内に行ける人はまずいなくなってくるという形ですね。再任されれば別ですが、それ以外の方は行けません。

私も、昨年、北九州に行かせていただいて、非常に勉強になって、我々がやっている仕事というものを、委員の仕事というのは非常に重大だなということを再認識させていただきました。ぜひ、去年に続いてと思っても、3人だから手を挙げてしまうと他の人は行けなくなります。だから、今回は手を挙げるつもりはないのですが、新しい委員はぜひ行っていただきたいので、せめて新しい委員は全員行くとか、そういう算段をしていただきたい。

北九州へ視察に行く前には、こういう円卓会議で、次はここに行きますということで、そのための勉強会もきちんとやって行っているわけです。個人の趣味で行くわけではないのですから、この円卓会議として行くということであれば、手を挙げて、この人が行くからという一本釣りのような形で行くのではなくて、円卓会議できちんと勉強して、今回はどこに行きましょう、その代表はだれだれですというふうな形で持っていく方がいいと思います。やはり、公のお金を使っている以上、そういうことが必要ではないかと私は思っていますので、ぜひ、今後はそういう方針でお願いいたしたいと思います。

【委員長】

新しく委員になられた方々は積極的に手を挙げていただいて、ぜひ視察していただければというふうに思います。

それでは、これで終わります。

あとは、収集運搬について、JESCOさんの資料がありますので、この説明をいただいて、現場を見るという形にしたいと思います。

それから、次回ですが、12月には具体的な運転がだんだん近づいてきますし、先ほどの処理基本計画の改正のことも具体化しているでしょう。そういうことで、12月にはもう一度開催するようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【道庁】

それでは、本日配付している資料の中でまだ説明していない部分だけ若干説明させていただきます。

資料6ですけれども、取り組みの経過ということで、今年度に入ってから円卓会議も含めまして、セミナー開催の案内も監視円卓会議の委員の方々にも送付させていただいていますので、その結果を資料6として添付しました。

事前に配付した中では、資料3のセミナーの概要の取りまとめは間に合いませんでしたので、本日の配付資料別紙3としています。

資料7につきましては、これまでの環境モニタリングの結果です。

【北海道】

道庁の原口です。

先ほど委員の方からも視察の話が出たところですが、視察については、事前に委員の皆様アンケートをお配りしていますので、後ほど集めさせていただきます。

視察の内容は、アンケート結果等を踏まえまして、委員長とご相談の上、別途ご連絡したいと思います。

事前の勉強会については、今回、視察の日程を11月と考えておりまして、円卓会議としての勉強会というのはちょっと難しいかと思っておりますので、そのやり方についてもまた工夫したいと思っております。

人数につきましては、予算が限られていますけれども、できるだけ工夫して、多くの方にとおりますので、その辺をご了解いただければと思っております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

【北海道】

最後ですが、委員の方から事前に資料の提出の依頼がございました。前回の円卓会議で明らかにならなかったですけれども、その後の新聞報道で500項目の不具合について、その内容を資料として配付して欲しいということでしたので、番号を振っていないのですが、3枚程度の表を配付しています。

もう一点は、10月2日にJESCOさんの方の事業部会が開かれまして、その議事概要を提出してほしいということがありましたので、あわせて添付しています。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、限られた時間でございましたけれども、貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、次回の監視円卓会議は、今のところ12月ごろの開催を予定しています。皆様には、年末ということで大変お忙しいでしょうけれども、また日程が決まり次第、ご連絡申し上げますので、ぜひご出席を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

この後、議事（５）のPCB廃棄物の収集運搬につきまして、JESCOからご説明をさせていただきます。そのまま別室または屋外でのデモンストレーションに移行し、終了後にその場で解散ということにさせていただきますと思います。

一応、ここで本日の監視円卓会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上

P C B 廃棄物の収集運搬について

【 J E S C O 】

日本環境安全事業北海道事業所の村上と申します。

お手元の資料 8 について、時間もないので簡単にご説明いたします。

本日は、P C B の収集運搬ということで、特に安全対策という観点から皆様にご報告いたします。

屋外に、本日は陣上工業さんにご協力いただいて、収集運搬のトラック、漏れ防止型金属容器、実際に北海道事業所に運び込まれるものを皆さんに見ていただいて、また触れていただくという機会を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

P C B 廃棄物収集運搬の安全性は何を担保にしているかということですが、北海道、室蘭市、J E S C O の 3 者で環境保全協定というものを締結しています。

その中では、P C B を収集運搬するときは、周辺の環境に影響を及ぼさないように受入基準というものを策定するということが書かれておりまして、受入基準では、より具体的な遵守しなければならない項目を 1 2 項目に分けてつくっています。

これは、参考資料 4 として皆様にお配りしていますので、後ほどご覧願ひます。

収集運搬ですが、収集運搬とは、収集運搬事業者が保管業者のところに P C B 廃棄物を取りにいきまして、それを保管場所から処理施設、J E S C O 等に運送することを定義としています。ただし、どこの運送業者でも P C B 廃棄物を自由に運べるというものではございません。厳しい条件をクリアして、入門許可を得た運搬業者しか P C B を収集運搬することはできないこととなっています。

それでは、実際の入門許可はどのようなものがあるかというところですが、大きく分けて、教育・訓練、安全管理体制、装備類の漏えい防止対策、また保険への加入、運行管理、このような条件をすべて満たしていなければいけないというものになっています。

【委員長】

増設の汚染物のとき用に、「入門許可の条件」の 3 番目の装備類というのは、また別途考えるわけですね。

【 J E S C O 】

本社事業部の太田です。

汚染物等の運搬につきましても、運ぶあり方等につきましても、それを踏まえた形で、装備類につきましても、受入基準で見直しの必要があれば見直していくことを考えています。

【委員長】

ありがとうございます。

【 J E S C O 】

もう少し詳しくご説明いたしますと、教育・訓練というのは実際にどういうことかとい

うと、産業廃棄物処理振興センターの講習会、もしくは都道府県知事が認定した講習会の出席し、講習を受けまして、終了しなければならない。または、終了後も計画的な技能訓練をやって、緊急時を想定した対応訓練をしなければならない。このように、日々訓練を繰り返し、知識・技能の習得に鋭意努めることが条件となっています。

また、体制ですけれども、PCB廃棄物の適切な取り扱い、安全管理を徹底するために、安全管理責任者を設置しなければならないものとしています。

また、実際の運行においては安全管理責任者の下に運行管理責任者、また積みかえ保管施設を有する場合には、積みかえ保管施設責任者というものを置くようになっています。

続いて、装備類ですけれども、PCB廃棄物を運搬している際に、万が一にも外部にPCBを漏れさせないという対策をとっています。

左上の写真ですが、PCB廃棄物を入れる漏れ防止型金属容器です。漏れ防止型金属容器は、大きさや強度が細かく指定されておりまして、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量が最低必要となる設計となっています。

また、材質はステンレス製が指定されておりまして、構造的にもPCBが外部に漏れしないことは当然として、たとえ容器が転倒してもふたが外れて飛散、流出することがないような構造となっています。また、その右側の漏れ防止型金属トレイも同様に、液漏れ対応できるような容量を有しています。

左下の吸着材ですけれども、これはPCB廃棄物に含まれる液量の1.1倍を吸収できる吸着材を装着することを義務づけています。材質はセルローズ系で、油を吸収しやすく、かつ水を吸収しにくい素材となっています。

保険ですけれども、搬送前に事故等に巻き込まれて他人に損害を与えた場合、保険金額3億円を下限として加入することを義務づけています。

続いて、運行管理ですけれども、PCB廃棄物の搬送中にGPS衛星や通信衛星を利用して、搬送車両ごとの運行状況を常に把握できるようなシステムをとっています。これによって、不法投棄の防止や搬送中に事故があった場合でも早期に対応できるような対応をしています。

まず、実際には、GPS衛星、これは車のカーナビにもついていますけれども、これで自分の位置をトラックが常時把握しています。そのデータを通信衛星へ送りまして、通信衛星から横浜にある通信センターにデータが送られて、この情報がインターネット上で閲覧できるというシステムになっています。

【委員長】

閲覧できるというのは、だれでも見られるという意味ですか。

【JESCO】

PCB廃棄物を搬送していることから、限られたJESCOとか搬送業者にパスワードを持たせまして、見ることができます。当社の北海道事業所の情報公開ルームでも、常時、この情報を見られるように設定していますので、一般の方でも情報センターに来られれば運行状況が見られるということになっています。

【委員長】

でも、テロ対策上、それは本当にいいのですか。

過去に運んだものの記録を見るのだったらいいけれども、現に運んでいるものがどこにあるのだという情報をだれでも知るといのは、かなり危険ではないですか。

【委員】

必要ないですね。何日か遅れでいいです。

【委員長】

今運んでいるものを標的にされた場合などの危険があるので、考えてみてください。

【委員】

もう一点だけよろしいですか。

要するに、主語が抜けているので、誰がやるのかというのがちょっとわからないのです。例えば「貼られる」と書いてあるのですが、だれが貼るのか。これは運行業者だと思うのですけれども、例えば「データが記録される」とありますが、誰が記録するのか、どこに記録されるのか、これからは主語を補足して説明していただけますか。

【J E S C O】

わかりました。

リアルタイムに情報提供するという話なのですが、これは平成15年に国から対象地域の拡大要請を受けたときの住民説明会において、輸送の途中での危険率が高まる、事故があったときにどうするのだという話がありました。そこで、リアルタイムに調べることによって、事故があればすぐに対応できるようにしたいと、それではGPSだなということになって、テロの対策はその後からといいますか、そのときはそういうことだった……。

【委員長】

だから、J E S C O、道庁、室蘭市、消防署、警察、そういう人がリアルタイムに見る分は一向に構わないわけです。それは当然必要なことです。しかし、普通の人が見れるというのが問題だと言うのです。普通の人というのはいろいろな人がいるからね。

【J E S C O】

それでは、続けます。

収集運搬の事業者が、P C B廃棄物を1台ごとに収集運搬するときに、バーコードシールというものを持っていきまして、それを確認して、1枚ずつシールを張り、積載する前にトラックに備えつけてあるバーコードリーダーというものでこの情報を読み取ります。

このバーコードも、J E S C Oの方でトランス、コンデンサとか、どういうものなのかという登録を事前にしたものをシールで張って、運送業者さんにお渡しして、バーコード

情報には、収集の日時、廃棄物の種類、保管場所、また収集運搬の担当者、車両情報等の情報が入っています。これは、先ほど申しましたけれども、インターネット上で管理されるということで、JESCO、運搬事業者等の必要な方がどこを通過しているか見られるということで管理されます。

積み込んだ後は運搬するのですが、収集と搬送時は、先ほど簡単にご説明しましたGPSシステムというもので、今、車両がどこを通過しているのかということ、衛星通信を通してリアルタイムに見られるようになっています。

それで、リアルタイムと申しましても、衛星を介しますので10分程度のタイムラグがございます。普通の車のカーナビのように、トンネルや山の陰に入ったときはデータが欠損するということがあります。

下の図は、北海道と室蘭市内、実際にはこのような、このみでデータをつくっていたのですが、このような形で、どこから収集してJESCOまで運ばれてくるのか、どういうルートを通ったのかということが一目でわかるようになっています。

また、運行中に非常事態が発生したときの対応ですが、運搬トラックに速度センサーと加速度センサーというものを取り付けることが義務づけられています。速度センサーでは、走行中に速度超過した場合、また、加速度センサーでは、トラックが急加速、急減速や急発進した場合に、事故の可能性があるというふうに判断し、自動で警戒ファックスを発信することになっています。

これは、自動でJESCO、運搬業者、また指定すれば行政の方にも出すことができるのですが、今のところ、運搬業者とJESCOの方には確実に来るようにしたいと考えています。

また、緊急ボタンがトラックについていて、運転者が緊急事態と判断した場合、この運搬車両が事故に巻き込まれたり、交通事故などにより収集運搬の継続が困難と運転者が判断したときにボタンを押しますと、緊急ファックスを発信することができます。

ちなみに現在まで、5事業所で緊急ボタンが鳴ったことはありません。

これが、実際にPCBを運ぶ運搬車両です。

これが、搬入室に入った運搬車両と漏れ防止型金属容器です。

運送中でも、漏れ防止型金属容器が動かないように、荷台にしっかりと固縛されています。

これは、フォークリフトによって漏れ防止型金属容器がおろされる状況を写したところです。フォークリフトで荷おろししているのですが、これは、運搬業者ではなく、操業会社の室蘭環境プラントサービスさんが荷おろしをすることになっています。

次は、荷おろしして、搬入室から検査室というところへ移動させます。

これが、検査台へ漏れ防止型金属容器を置いたところです。

ここで初めて、漏れ防止型金属容器のふたがあげられ、そして検査に移されることになります。

別角度から検査室を見たところです。

実際には、シャッターがついていて、完全に隔離したところでふたが開けられることになっています。

検査台は、下にジャッキがついていまして、検査をしやすくなっています。
通信をするGPSアンテナの設置状況です。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

【委員】

環境状況、例えば道内であれば、釧路、根室から四、五百キロ走るわけですね。今の道交法なら、例えば普通運搬だと4時間走ったら30分の休憩をとりなさいというような規制がありますが、それ以上の強い規制とか、例えば運転手は当然ダブルで乗せるとか、そういうことは全然考えていないのですか。

【JESCO】

労働基準法上の規定にかかる分についても、作業手順書の中にそういうものを書いていただいて、そういう部分を遵守できるということを確認させてもらっています。

【委員】

例えば、1人で行っていいところをあえて2人乗せるとか、そういう考えはないのですかということですか。

【JESCO】

過重労働にならないければ、そこは事業者さんの判断ということになりますが、それが過重労働ということになれば、当然、そういうことは避けてください、担保しなければならぬという観点から、確認はさせていただきます。

【委員】

過重ではなくて、危険度の問題ですよ。これだけ漏れ防止云々をしているのであれば、交通事故のときの対応が、どこでだれが、本部でわかっている、例えば根室の先で事故を起こした場合に誰が行くのか、そのときに誰がどうするのかという話が全然ないわけです。ましてや、運転手さん1人で体調が悪いときはどうするのですか。そういう話も何もありません。そういう点を、単に過重労働でなければいいとか、労基法にのっかっていればいいというだけでいいのか、これだけの設備を使うものを運行するに当たって、単純な運転管理でいいのかなと思うのです。

【JESCO】

ドライバー1人で運転するというのは、基本的に、今のところは必ず横に人がつくということで作業手順書をつくっていただいていますので、そういう確認はさせてもらっています。ただ、運搬する事業者の負担もあります。しかし、今おっしゃっているように、市民の方にご理解していただくために、あるいは、安全を担保しているという観点から、そこは何とか御理解願いたいということでチェックさせてもらっています。

【委員】

ちょっといいですか。

今の説明の中で、私ども、前のこの委員会の中で出したのですけれども、船の問題がありましたね。例えば、放送とか報道の中で、フェリーというか、あれを使った場合に皆さん方の中で、実は精査して安全だという報道を私は見たことがあるのです。そのことがこれには一切書かれていないのです。陸上ばかりなのです。そして、港についたときはどこにつけるとか、どこに船でおろすのかというところまで話していたのです。それが一切出てこないのは、どういうふうになったのか、消えてしまったのかどうか、もう船は使わないのかということです。

【委員長】

だから、フェリーは混載ができないからだめだと言っていました。けれども、専用の船だったらいいという話がありました。その船のときにどうするかという話は、まだ具体的に聞いていませんね。

【JESCO】

直接フェリーがかかわる場合には、前にご説明したように、受入基準の中では、今は、道外の方はとりあえずトラックということでご説明させていただいていますが、今、室蘭市からご説明あったように、いろいろと関係機関と調整していると。JR貨物による管理システム化というものの受入基準は既に載せています。ですから、そういうことが入っていけば、当然、収集運搬に携わる人たちも、それらを重視していただくということを確認させていただこうと思っています。

【委員長】

だから、今は道内だから陸路ですね。今度は、道外からJRなり船なりで来るようになったときには、またどういう体制になるかということの説明してくださるわけですね。

【JESCO】

はい。

【委員】

私が一番心配なところなのですよ。

【JESCO】

現在、収集運搬の担当者の入門許可は、まだトラック単独のところまでしか許可していませんので、今回お見せいたしましたところは、既に入門許可を取ったところです。船舶、それから鉄道を使った輸送につきましては、今後、道外のものを運ぶような段階になったときに申請がありましたら、それを審査させていただいて、そのときにまたご説明させていただこうと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】

委員長、私が心配しているのは、例えば車で来た場合は、直接、保管所に行くのですね。ところが、船で来た場合に、船からおろしてどういうふうな運搬の方法にするのか。例えば、そこで事故を起こした場合に、一番最初の委員会のときに、一番反対したのは漁業関係の人なのです。ですから、船で来た場合にどうするのかということです。船で陸揚げしたときに事故を起こしたらどうするのか、そういうことが全然なされていない。

【委員】

ここで、主語を入れていただきたい、目的を言っていただきたいと言ったのは、誰が、どこで、どういうふうにして、何か起こったときに体制がどうなっているのかというのは、多分、皆さんが知りたいところだと思います。これは、今までの資料には出てきたと思うのですけれども、詳しい資料はまだご説明いただいていないと思うので、次に、多分、今から幾つか動いて実際にされると思うのですが、要するに、誰がどこで監視して、誰が責任をもって事故が起きたときに対応するのか。そのときに、何か事故が起きたときに、それをどういうふうな形で公表するのか。例えばスリップ事故でちょっととまったというレベルまで公表するのか、ほんとにPCBが中で転倒して漏れて、その時点で中のジャケットが汚染されたというレベルまでやるのか。その辺も、先ほどGPSの経路の話がありましたけれども、途中で何か起きたときに、どういう公表の仕方をされるのか。その辺を早い段階で、私たちが意見を言えばいいと思うのですけれども、それをちょっと教えていただきたい。ここでいうことに主語を入れていただいて、次回からはご説明をお願いします。

【委員長】

ということをお願いします。

【委員】

今、委員が言われたようなことはこの文章に出ないので、何かの形でもって追加して載せてもらおうとよいのではないかと。

【JESCO】

これは、3者協定に基づく緊急対応マニュアルですのでご承認をいただいて、まとめり次第ご報告したいと思っています。

【委員】

この話しは円卓会議の前の会議からずっと引き継いでいる話です。ところが、役所は組織や人が変わるので、きちんと引き継がれていないのではないかと。

【委員長】

現場の仕事はJESCOさんが本職だけれども、円卓会議とか世の中の流れがどうなっ

ているかというのは、役所より我々の方がよく知っているから、おかしい言動があったら指摘していくと。

【委員】

この図面も机の上でつくっている図面だと思う。ほんとにこのとおり行くのか。図面では踏切を渡って、また戻ってこなければならない。

【委員長】

室蘭新道の上を走っているのでしょう。

【JESCO】

今のお話ですけれども、普通の車のカーナビは道路補正が入っていますが、当社で計画しているのは、横道にそれたり不法投棄しないように、道路補正は一切かけないようにしてあります。そして10分おきのデータですので、ちょっと飛んだりはしています。

【委員長】

どうもありがとうございました。

外に実際のトラック等があって、ご紹介くださるようです。

それでは、きょうは終わります。